

増値税防偽税控一機多票システムによる普通発票発行における関連問題に対する公告

国家税務総局公告 2011 年第 15 号

「中华人民共和国税收征收管理法」と「国家税务总局关于推行増値税防偽税控一機多票系统的通知」(国税発[2006]78 号)の関連規定に従い、増値税防偽税控一機多票システムによる普通発票発行における関連問題を以下のように公告する。

刊行物の自主発行、食品チェーン、薬品の卸売業界の一部増値税一般納税人は末端の消費者と使用者を販売対象としているため、普通発票の発行にまとまりがなく、発票の使用量も多い。このような特殊業界が普通発票を発行する際の難点を解決するため、上記の 3 業界に属する企業は国税発[2006]78 号の規定に従い、商業小売企業を参考にして、増値税普通発票の発行に増値税防偽税控一機多票システムを使用するかどうかの是非を自己判断することを可能とする。

本公告は 2011 年 3 月 1 日より実施する。公告実施前に発生した事項は本公告に従い、執行される。

ここに公告する。

国家税務総局

2011 年 3 月 1 日

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、弊社及び情報提供元はその原因の如何に関わらず賠償の責を負いません。